

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（第43版）

令和3年10月21日発行 沼田町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場保健福祉課 ☎35-

## ■ 秋の再拡大防止特別対策【改定】10月31日（日）まで ■

道内の新規感染者数は下げ止まりが見られ、10/14以降は前の週よりも増加し、飲食店や高齢者施設等での集団感染も発生しました。

これらは、飲食店でのマスク未着用、大勢での長時間の飲食やカラオケ、不十分な換気等であったことや、高齢者施設におけるワクチン接種済み者の感染（ブレイクスルー感染）等です。

ワクチン接種率は上昇していますが、感染の危険性が消えたわけではありません。

長期間の自粛期間を経て、旅行や外出、遠方の家族や友人との交流を深めたいところですが、気温低下や空気が乾燥する季節を迎え、感染拡大第6波の到来が懸念されます。当面は、これまでどおりの感染予防対策にご理解とご協力をお願いいたします。

日常生活	基本的な感染対策（手洗い手指消毒・換気・密接密集密閉を避ける）の徹底
外出	<ul style="list-style-type: none"><li>・混雑している場所や時間を避けて少人数で。</li><li>・感染拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力避ける。</li><li>・他の都府県への移動は、基本的な感染防止対策を徹底する。</li><li>・ワクチンを接種されていない方等は体温チェックやPCR検査等、体調確認を徹底し、症状がある場合は、移動を控える。</li></ul>
飲食	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染防止対策が取られていないお店等の利用を控える。</li><li>・4人以内で短時間、深酒せず、大声出さず、会話はマスク【黙食】</li></ul>
イベント	収容人数又は収容率の制限

## ■ 新型コロナワクチンの3回目接種と対象年齢の拡大について ■

接種対象者や開始時期、予約方法等、現時点では詳細は決まっておりません。正式決定後にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、接種対象年齢の拡大についても詳しいことが決まり次第お知らせいたします。

裏面もご覧ください。

## ■ 〈ストップ!コロナ差別〉感染者やワクチン未接種者を差別しない! ■

細心の注意を払っても、誰もが感染症にかかる可能性があります。また、ワクチンを接種されていない方は、持病や健康不安等の様々な理由を抱えています。

感染者や濃厚接触者、これらの家族の方々、さらにはワクチン未接種者への差別や偏見、嫌がらせ等は人権侵害です。症状を自覚した方が受診を延期し、重症化や感染拡大にもつながります。このような行為はお止めください。

## ■ 新型コロナウイルスワクチン接種証明書（ワクチンパスポート） ■

交付対象国の制限が廃止され、防疫措置が緩和されない外国へ渡航される場合にも交付できるようになりました（旅券を所持し、外国へ渡航予定の方が申請できます。）。

【申請窓口】 沼田町役場保健福祉課（☎35-2120）

【持ち物】 旅券(パスポート)、新型コロナワクチン接種券（接種済証又は接種記録証、予診票の写）

※代理の方が申請する場合は、その方のマイナンバーカードや運転免許証が必要です。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

## ■ 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）は大切に保管を! ■

ワクチンを接種された方には、その当日に「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」（※接種したワクチンのメーカー名と Lot No.が記載されたシールが貼付）をお渡ししましたが、紛失された方は再発行できますので、保健福祉課へお申し出ください。